

小児慢性特定疾病医療費支給認定申請における 個人番号（マイナンバー）の提出について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が平成28年1月に施行されたことに伴い、法令等で定められた行政手続きにおいて、個人番号（マイナンバー）の記入が必要となります。

小児慢性特定疾病医療費支給認定申請についても個人情報（マイナンバー）の記載の対象事務となっておりますので、個人番号（マイナンバー）の記載が必要となります。

また、個人番号（マイナンバー）を利用した情報連携（一部提出書類の省略）による手続きが基本となりますので、次ページの「個人番号（マイナンバー）の提出が必要な方」のフローチャートに従い、必要な方の個人番号（マイナンバー）の記載及び個人番号（マイナンバー）の確認に必要な書類の提出をお願いします。

個人番号（マイナンバー）による情報連携とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関の間で個人番号（マイナンバー）から生成された符号をもとに特定個人情報をやり取りすることです。小児慢性特定疾病医療費支給認定申請では、医療保険の加入状況を確認できる書類、住民票、市町村民税（非）課税証明書を情報連携により省略することができます。

なお、個人番号（マイナンバー）を利用した情報連携による手続きを希望しない方も個人番号の提出が必要になりますので、次ページのフローチャートをご確認いただきますようお願いします。

I. 個人番号（マイナンバー）の記載・個人番号の確認に必要な書類について

個人番号（マイナンバー）の提出が必要な方のフローチャート

個人番号（マイナンバー）を利用した情報連携による手続きを希望しますか？

※なお、「小児慢性特定疾病医療費助成制度申請の手引き」4ページに記載の「個人場号（マイナンバー）を利用した情報連携による手続きができない方」は別途書類の提出が必要になりますので、あわせてご確認ください。

は い

受診者が加入する医療保険は以下のうち、どちらですか？

被用者保険

- ・健保組合
- ・協会健保
- ・共済 等

国民健康保険

国民健康保険

組合

- ・医師国保組合
- ・建設国民健康保険組合 等

生活保護受給者

いいえ

次ページ「A」に記載の方の個人番号（マイナンバー）を確認してください。

次ページ「B」に記載の方の個人番号（マイナンバー）を確認してください。

次ページ「C」に記載の方の個人番号（マイナンバー）を確認してください。

次ページ「D」に記載の方の個人番号（マイナンバー）を確認してください。

次ページ「E」に記載の方の個人番号（マイナンバー）を確認してください。

個人番号（マイナンバー）の提出が必要な方

次の方の個人番号（マイナンバー）について、申請書への記載及び個人番号（マイナンバー）の確認に必要な書類の提出をお願いします。

A：情報連携による書類の省略を希望される方で、被用者保険の加入者の場合

【個人番号（マイナンバー）の記載及び提出が必要な方】

- ① 申請者（保護者）※原則として受診者と同じ医療保険の被保険者となります。
申請者が医療保険の被保険者でない場合※、医療保険の被保険者
※被保険者（父親）が単身赴任等の理由で、別の方（母親等）が申請者となっている場合など
※医療保険の被保険者の方が非課税の場合、市町村民税（非）課税証明書の省略はできません。
- ② 受診者（小児慢性特定疾病医療費の対象となる児童）

B：情報連携による書類の省略を希望される方で、国民健康保険の加入者の場合

【個人番号（マイナンバー）の記載及び提出が必要な方】

- ① 申請者（保護者）※原則として受診者と同じ医療保険の被保険者となります。
- ② 受診者（小児慢性特定疾病医療費の対象となる児童）
- ③ 受診者と同一の医療保険に加入する全ての方

C：情報連携による書類の省略を希望される方で、国民健康保険組合の加入者の場合

※国民健康保険組合の加入者の方は、市町村民税（非）課税証明書の省略はできません。

【個人番号（マイナンバー）の記載及び提出が必要な方】

- ① 申請者（保護者）※原則として受診者と同じ医療保険の被保険者となります。
- ② 受診者（小児慢性特定疾病医療費の対象となる児童）
- ③ 受診者と同一の医療保険に加入する全ての方

D：情報連携による書類の省略を希望される方で、生活保護受給者の場合

【個人番号（マイナンバー）の記載及び提出が必要な方】

- ① 受診者（小児慢性特定疾病医療費の対象となる児童）

E:情報連携による書類の省略を希望されない方

【個人番号（マイナンバー）の記載及び提出が必要な方】

- ① 受診者（小児慢性特定疾病医療費の対象となる児童）

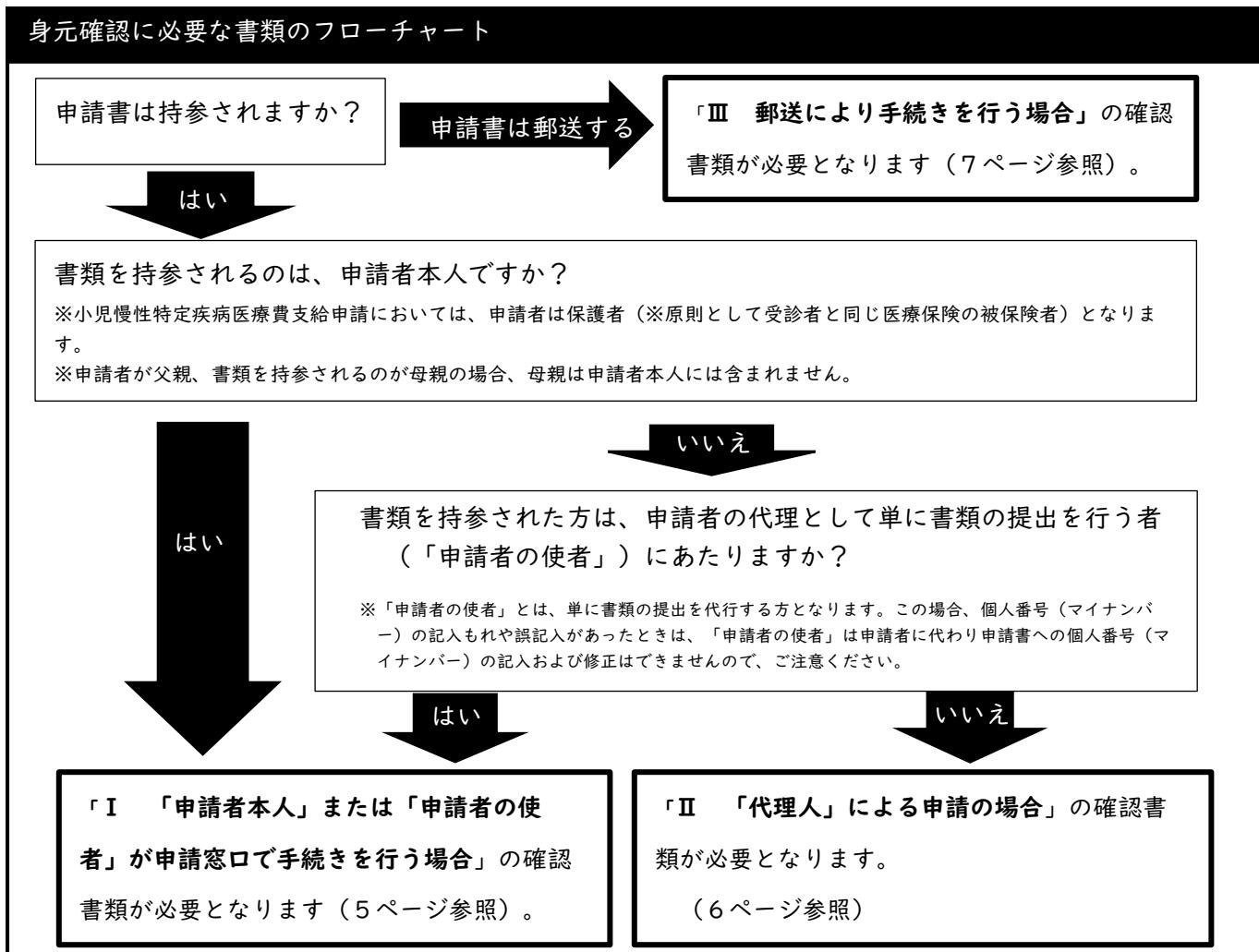
個人番号（マイナンバー）の確認に必要な書類は、以下のいずれか1点です。

- 個人番号カード（裏面）
- 個人番号通知カード（令和2年5月25日以降に記載内容の変更がないもの）
- 個人番号の記載のある住民票
- 個人番号の記載のある住民票記載事項証明書

2. 申請時の身元確認書類について

法令により、個人番号（マイナンバー）を提出いただく方の身元確認のための書類の提出が必要となります。

確認に必要な書類は、次の「身元確認に必要な書類のフローチャート」に従いご確認いただきたいうえ、必要書類をあらかじめご用意いただきますようお願いします。



I 「申請者本人」または「申請者の使者」が申請窓口で手続きを行う場合

以下の書類の確認が必要となります。（原本を持参してください。）

※1：原則として申請者本人以外が窓口で申請される場合は、代理人にあたり、委任状が必要となるため、IIの手続きを行っていただく必要があります。ただし、申請者の代わりとして単に書類の提出を代理で行う場合は、「申請者の使者」の扱いとなり、Iの手続きとなります。

※2：「申請者本人」とは、小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書の申請者欄に記載された方となります。例えば、申請者が父親、窓口で申請をされるのが母親の場合でも、父親から母親への委任状が必要となります。ただし、※1に記載の「申請者の使者」にあたる場合は、委任状は不要です。

申請者の身元確認に必要な書類

A：顔写真が入った身元確認書類の場合

次のうち、いずれか1つ

- ・個人番号カード 　・運転免許証
- ・身体障害者手帳 　・精神障害者保健福祉手帳 　・療育手帳
- ・在留カード・特別永住者証明書 等

B：顔写真が入っていない身元確認書類の場合

次のうち、いずれか2つ

- ・医療保険の資格確認書
- ・年金手帳 　・児童扶養手当証書 　・特別児童扶養手当証書
- ・源泉徴収票 　・納税証明書 　・住民票 　・市町村民税(非)課税証明書
- ・官公署が発行した証明書類（氏名、生年月日又は氏名、住所が分かるもの）

II 「代理人」による申請の場合

以下の①及び②の書類の確認が必要となります。

※：原則として申請者本人以外が窓口で申請される場合は、代理人にあたり、委任状が必要となります。ただし、申請者の代わりとして単に書類の提出を代理で行う場合は、「申請者の使者」の扱いとなり、Iの手続きとなります。

① 申請者の代理権を確認できる書類

次のうち、いずれか1つ

- ・任意代理人の場合は、申請者から代理人への委任状
- ・法定代理人の場合は、登記事項証明書

② 代理人の身元確認に必要な書類 (原本を持参してください。)

A : 顔写真が入った身元確認書類の場合

次のうち、いずれか1つ

- ・個人番号カード ・運転免許証
- ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳
- ・在留カード ・特別永住者証明書 等

B : 顔写真が入っていない身元確認書類の場合

次のうち、いずれか2つ

- ・医療保険の資格確認書
- ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書
- ・源泉徴収票 ・納税証明書 ・住民票 ・市町村民税(非)課税証明書
- ・官公署が発行した証明書類 (氏名、生年月日又は氏名、住所が分かるもの)

III 郵送により手続きを行う場合

以下の書類の確認が必要となります。

申請者の身元確認に必要な書類のコピー

A : 顔写真が入った身元確認書類の場合

次のうち、いずれか1つ

- ・個人番号カード 　・運転免許証
- ・身体障害者手帳 　・精神障害者保健福祉手帳 　・療育手帳
- ・在留カード 　・特別永住者証明書 等

B : 顔写真が入っていない身元確認書類の場合

次のうち、いずれか2つ

- ・医療保険の資格確認書
- ・年金手帳 　・児童扶養手当証書 　・特別児童扶養手当証書
- ・源泉徴収票 　・納税証明書 　・住民票・市町村民税(非)課税証明書
- ・官公署が発行した証明書類（氏名、生年月日又は氏名、住所が分かるもの）

(参考様式)

委任状

○代理人

住所：_____

氏名：_____

私は、上記のものを代理人と定め、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に規定される個人番号の提供について、下記の権限を委任します。

記

○手続きの種類

- ・小児慢性特定疾病医療費支給認定申請における個人番号の提供に関する権限

令和 年 月 日

○委任者（申請者）

住所：_____

氏名：_____ 印（署名又は記名押印）

以上